

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 富里市公共交通会議
 住 所 富里市七栄 652-1
 代表者氏名 会 長 山根 康夫

地域公共交通計画変更認定申請書

令和 6 年 9 月 2 6 日付け国交企第 7 7 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

令和 7 年 3 月 1 日（タクシー事業会社）

令和 7 年 4 月 1 日（バス事業会社）

○ 変更箇所

（１） １． 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性の一部を変更

変更前

・地域間交通では、民間バス路線を千葉交通株式会社が JR 成田駅及び京成成田駅、JR 八街駅等を発着し、富里市内をつなぐ 7 路線 8 系統を運行している。

変更後

・地域間交通では、民間バス路線を京成バス千葉イーストが JR 成田駅及び京成成田駅、JR 八街駅等を発着し、富里市内をつなぐ 7 路線 8 系統を運行している。

（２） 表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）の一部を変更

変更前

・運行予定者

京成タクシー成田

・補助対象地域間幹線系統等と接続の確保

京成成田駅で補助対象地域間幹線バス系統である「千葉交通吉岡線」と接続。

変更後

・運行予定者

京成タクシーイースト

・補助対象地域間幹線系統等と接続の確保

京成成田駅で補助対象地域間幹線バス系統である「京成バス千葉イースト吉岡線」と接続。

○ 変更理由

・ **バス事業会社の再編による社名の変更**

千葉交通株式会社、千葉中央バス、成田空港交通、千葉内陸バス、ちばフラワーバス、ちばシティバス、ちばグリーンバスが再編し、京成バス千葉イーストに変更

・ **タクシー事業会社の再編による社名の変更**

京成タクシー成田、京成タクシー佐倉、京成タクシーかずさが再編し、京成タクシーイーストに変更

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること

(名称) 富里市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
・富里市は、千葉県内において唯一の鉄道駅がない市であり、民間路線バスを中心とした交通網が形成されている。 ・地域間交通では、民間バス路線を千葉交通株式会社京成バス千葉イーストがJR成田駅及び京成成田駅、JR八街駅等を発着し、富里市内をつなぐ7路線8系統を運行している。 ・地域内交通では、デマンド交通（キャロリン号）が市内全域を運行している。 ・民間路線バスやタクシーなどの公共交通を補完するべく運行している、デマンド交通（キャロリン号）の運行に際しては、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助金）を活用することで財源の安定的な確保・維持を目指す。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
・デマンド交通（キャロリン号）の年間利用者数を10,453人以上とする。 (富里市地域公共交通計画 P57 参照) ・富里市地域公共交通計画では年度ごとにPDCAにて評価を行うこととなっており、地域公共交通確保維持事業の対象期間と合わせるため、定期的に集計・評価を行う。
(2) 事業の効果
デマンド交通（キャロリン号）を市内全域で運行することにより、市民の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、外出促進・地域活性化につながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・利便性の向上を目指し、乗降ポイントを増設し、運行エリアの拡大など面的機能の拡充を図る。また、運行時間を9時間から12時間に拡大するとともに、運行日を平日のみから365日運行へ拡大した。(富里市)(富里市地域公共交通計画P60 参照) ・路線バスや高速バスも含めた公共交通ネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成。(富里市)(富里市地域公共交通計画P67 参照) ・市内公共施設及び市内商業施設に配架。(富里市)(富里市地域公共交通計画P67 参照) ・各地区においてデマンド交通（キャロリン号）の利用方法などの説明会を開催するとともにモビリティマネジメントにも取り組んでいく。(富里市)(富里市地域公共交通計画P67 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行するデマンド交通（キャロリン号）について、その運行に係る費用のうち、富里市から運行事業者への委託料は、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分が富里市の負担となる。 運行事業費見込み額 133,011千円
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・利用者アンケート ・住民ヒアリング 等
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表 5 を添付。

11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和4年 4月25日（第1回） デマンド交通運行計画（案）について承認された。
- ・ 令和4年 5月27日（第2回：書面開催） 運行計画（案）について委員全員の賛成にて承認された。
- ・ 令和4年 6月29日（第3回） デマンド交通事業者選定結果報告。令和5年度地域公共交通計画認定申請書提出について承認された。
- ・ 令和4年11月25日（第4回） デマンド交通の利用状況について（報告）
- ・ 令和5年 3月29日（第5回） デマンド交通のロゴマーク・愛称等について承認された。
停留所の新設・廃止のルールについて承認された。
- ・ 令和5年 4月27日（第1回） 令和4年度地域公共交通会議事業報告について
- ・ 令和5年 6月26日（第2回） 令和6年度地域公共交通計画認定申請書提出について承認された。
- ・ 令和5年10月25日（第3回） デマンド交通利用規約について承認された
- ・ 令和6年 1月29日（第4回） 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
デマンド交通ドア・ツー・ドア方式の事業評価について承認された。
- ・ 令和6年 3月27日（第5回） デマンド交通ドア・ツー・ドア方式の本格運行について承認された。
- ・ 令和6年 6月26日（第1回） 令和7年度地域公共交通計画認定申請書提出について承認された。

19. 利用者等の意見の反映状況

地域公共交通計画策定に当たり、市民アンケートや利用者アンケート等の各種調査を実施し、結果を公共交通計画に反映させた。

また、パブリックコメントも実施したところ、デマンド交通拡充に関する意見・要望が多く寄せられた。

これらの意見に基づき、デマンド交通の運行計画を策定した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 千葉県富里市七栄652-1

（所 属） 富里市企画財政部経営戦略課

（氏 名） 須永、渋谷

（電 話） 0476-93-1118

（e-mail） koutsu@city.tomisato.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)		運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
				起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
富里市	京成タクシー成田(株) 京成タクシーイースト	(1)	富里市デマンド交通		市内全 域、市外 乗降ポイ ント(京成 成田駅、 京成酒々 井駅他)か ら市内間		往 km 復 km	365日	37,595回			区域運行	①	・京成成田駅で補助対象地 域間幹線バス系統である 「千葉交通京成バス千葉 イースト吉岡線」と接続。	③
		(2)					往 km 復 km	日	回						
		(3)					往 km 復 km	日	回						
		(4)					往 km 復 km	日	回						
		(5)					往 km 復 km	日	回						

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。